



整復師の施術

国保が使えない場合があります

町民課 国保年金係 ☎77・3913

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術には、その負傷原因や症状などによって国民健康保険が使えない場合があります。国民健康保険の対象と認められなければ、施術料は全額自己負担となりますので、施術を受ける前に柔道整復師とよく相談しましょう。

国保Q&A

Q. 保険治療の対象になるのはどんなとき？

A. このようなときが該当になります。

- ・急性などの外傷性の打撲、捻挫、および挫傷（肉離れなど）、骨折、脱臼

※骨折、脱臼については医師の同意が必要です。（応急処置を除く）

- ・骨、筋肉、関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

Q. 保険治療の対象にならないのはどんなとき？

A. このようなときは対象外になる可能性があります。

- ・単なる（疲労性・慢性的な要因による）肩こりや筋肉疲労、季節の変わり目などによ

る体の痛み

- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術

- ・保険医療機関で同一の部位の治療、シップや痛み止めなどの処方を受けているとき

- ・ケンカや交通事故など第三者が原因となるもの

※国保年金係に届け出が必要となります。

- ・家族の付き添いで来たついでに施術したものや、慰安目的のあん摩、マッサージ代わりの利用

Q. 柔道整復師の施術を正しく受けるには？

A. 次の4つのことを守りましょう。

- ① 負傷の原因を正しく伝えましょう
- ② 療養費支給申請書の内容（負

- 傷部位・理由・治療日などをよく確認し、自分で記入し捺印しましょう
- ③ 領収証をもらい保管しましょう
- ④ 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

治療内容についてお尋ねすることがあります

国保被保険者の方が、国民健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた場合、施術の内容確認のため「整（接）骨院の施術内容調査票」を送付させていただきます。ご確認ください。

領収証を保管していただき、照会がありましたら、国民健康保険事業の適正な運営のためにご協力およびご回答をお願いします。



9月は「健康増進普及月間」および「食生活改善普及運動月間」です

保健センター ☎77・1891

1に運動 2に食事

しっかり禁煙

最後にクスリ

健康寿命の延伸

- ・毎日10分の運動をプラス
- ・毎日プラス1皿の野菜
- ・おいしく減塩1日マイナス2g
- ・禁煙でタバコの煙をマイナス
- ・健康診査やがん検診で健康チェック

できることから始めて、健康寿命を延ばしましょう。





令和2年秋の全国交通安全運動 交通ルールを守りましょう

問 総務課 自治振興係 ☎77・3903

9月21日(月)～30日(水)の間「夕暮れの一番星は反射材」をスローガンとして、令和2年秋の全国交通安全運動が実施されます。

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、全ての人々が道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

皆さんもぜひこの機会に、自分自身の交通マナーについて、もう一度振り返ってみませんか？

■運動期間 9月21日(月)～30日

(水)までの10日間

■交通事故死ゼロを目指す日

9月30日(水)

■運動重点

- ①子どもをはじめとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- ②高齢運転者などの安全運転の励行
- ③夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転などの危険運転の防止



障害基礎年金 老後だけじゃない国民年金のサポート

問 ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165
町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

■支給要件 次の全ての要件を満たしたときに支給されます。

- ①障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること
- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または60歳以上65歳未満(国内に住んでいる方のみ)の年金未加入期間

※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

②障害の状態が障害認定日(初診日から1年6カ月経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した場合はその日)または20歳に達したときに障害等級の1級または2級の状態になっていること

※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときには障害基礎年金を受け取ることができません。

③初診日の前々月までに保険料

を納めた期間、保険料の免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間の合計が加入すべき期間の3分の2以上あるか、直近1年間に保険料の未納がないこと、または20歳前に初診日がある場合

■受けられる年金額

- 【1級】977,125円
- 【2級】781,700円

※受給者に生計を維持されている子がいる場合は加算があります。(子とは、18歳になって最初の3月31日までの子、または20歳未満で1・2級の障害がある子)

- 【1人目・2人目】1人につき224,900円
- 【3人目以降】1人につき75,000円

■その他 保険料の未納期間があると障害基礎年金を受給できなくなる可能性があります。

交通指導員を募集しています

問 総務課 自治振興係 ☎77-3903

山武交通安全協会芝山支部では、下記のとおり交通指導員を募集していますので、興味がある方は総務課自治振興係までご連絡ください。

■活動内容

- ・交通安全に係る街頭指導や啓発活動
- ・交通安全教育 など

■応募資格

- ・芝山町に居住している方
- ・交通安全に興味がある方
- ・年齢は問いません

■任期 2年(再任は妨げません)

■その他

- ・制服貸与
- ・交通費、活動費支給